

# 【資料2-1】

## 次期5年間（R4～R8）で実施する具体的な取組【案】

具体的な取組の柱		主な取組内容【小分類】
事項【大分類】	具体的な取組【中分類】	
<b>（1）円滑かつ迅速な避難のための取組</b>		
<b>① 情報伝達、避難計画等に関する事項</b>		
洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの運用）		神崎川、安威川、茨木川、山田川、芥川、女瀬川、檜尾川、水無瀬川のホットライン連絡体制の確認を継続して実施し、必要に応じ実施要領を改定する。
土砂災害警戒情報の提供（ホットラインの運用）		吹田市、高槻市、茨木市、島本町とホットライン連絡体制の確認を継続して実施し、必要に応じ実施要領を改定する。
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【広域】		安威川流域広域タイムラインについて、実災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直しの検討を行う。
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【市域・町域】		<b>【多機関連携型タイムラインの作成】</b> 必要に応じ多機関連携型タイムラインを更新し、協議会で実施内容を共有する。
		<b>【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】</b> ・策定したタイムラインについて、実災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直し検討を行う。 ・安威川ダムの供用に伴う各種設定水位の見直しを踏まえ、避難情報の発令時期等の見直しを行う。
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【コミュニティ】		<b>【地域（コミュニティ）タイムラインの作成】</b> ・地域（コミュニティ）単位でのタイムラインについて、モデル地区の選定や自治会の作成支援などを通じ、作成を促進する。 ・高槻市の作成中の地域について、引続き避難行動要支援者の対応に着目し作成を進めていく。
		<b>【地域（コミュニティ）タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】</b> 作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを活用した避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、必要に応じ見直しを行う仕組みを構築する。
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害タイムライン）【市域・町域】		<b>【多機関連携型タイムラインの作成】</b> 土砂災害警戒区域等に指定されている吹田市、高槻市、茨木市において、必要に応じ多機関連携型タイムラインの検討、作成し、協議会で実施内容を共有する。
		<b>【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】</b> 策定したタイムラインについて、実災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直し検討を行う。

## 【資料2-1】

具体的な取組の柱		主な取組内容【小分類】
事 項【大分類】	具体的な取組【中分類】	
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害対応タイムライン）【コミュニティ】		<b>【タイムラインの作成】</b> 土砂災害警戒区域等に含まれている地域（コミュニティ）単位でのタイムラインについて、自治会の作成支援などを通じ、作成を促進する。
		<b>【地域（コミュニティ）タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】</b> 作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを活用した避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、必要に応じ見直しを行う仕組みを構築する。
	水害危険性の周知促進	<b>【水位周知河川の拡大】</b> 洪水予報河川・水位周知河川以外のその他河川について、浸水想定区域の指定と合わせ新たに水位周知河川に指定する検討を行う。
	ICTを活用した洪水情報の提供	<b>【情報提供の拡大】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2023年度供用開始へ向け、引き続き水防災情報システムの更新業務を進めていく。</li> <li>・スマートフォンのGPS機能と連動した河川防災情報サイトを作成する。</li> <li>・防災情報の用語や表現内容の見直しを継続していく。（国・気象台）</li> </ul>
	防災施設の機能に関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安威川ダムについて、治水効果、平時の点検及び放流に関する情報等の周知を進めていく。</li> <li>・安威川ダムに関する洪水情報の伝達手段の周知を進めていく。</li> </ul>
隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等	広域避難体制の構築については、関係機関で構成する三島地域広域避難検討WGで引き続き検討を進めていく。	
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施（水害・土砂災害）		<b>【避難確保計画の策定】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模の浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内にある施設を適切に地域防災計画への位置づけ、計画未作成の施設に対する計画作成の働きかけを行う。</li> <li>・施設管理者等が新たに避難確保計画を作成又は変更する場合には、計画と併せてチェックリストの提出を求め、必要な助言・勧告を行う。</li> </ul>
		<b>【避難訓練実施の徹底】</b> 施設管理者等に対し、避難訓練を原則として年1回以上実施させ、訓練実施後は概ね1箇月を目安に、訓練結果を報告させる。
応急的な退避場所の確保 ※（1）②から移動	安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要があるか検討する。	

## 【資料2-1】

具体的な取組の柱		主な取組内容【小分類】
事 項【大分類】		
具体的な取組【中分類】		
<b>②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項</b>		
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	安威川ダムの供用に伴い、安威川流域の河川について、洪水浸水想定区域図の更新版の周知を行う。	
想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	公共下水道等の雨水出水浸水想定区域図の作成・公表を行う。	
水害ハザードマップの改良、周知、活用	<p><b>【洪水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吹田市において、<b>2022年度</b>に想定最大規模の洪水浸水想定区域を反映した水害ハザードマップの周知を実施する。</li> <li>・安威川ダム供用による浸水想定区域図及び水害ハザードマップを更新及び周知する。</li> <li>・水害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知する。</li> </ul> <p><b>【土砂災害ハザードマップの作成と周知】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吹田市において、<b>2022年度</b>に土砂災害警戒区域等が更新された土砂災害ハザードマップの周知を実施する。</li> <li>・土砂災害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知する。</li> </ul>	
災害リスクの現地表示	まるとまちごとハザードマップの設置事例や利活用事例について共有を図り、現地表示の取組みを推進する。	
防災教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組みを強化する。</li> <li>・出前講座などによる防災教育を推進する。</li> </ul>	
共助の仕組みの強化 地域防災力の向上のための人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織が実施する水防訓練の支援を実施する。</li> <li>・要配慮者利用施設の避難確保計画に基づく訓練の支援を実施する。</li> </ul>	
住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	市町におけるマイ・タイムラインやマイ防災マップ等の避難の実効性を高める取組内容を共有する。	
地区単位土砂災害ハザードマップの作成促進	関係市町において、未作成の地区単位ハザードマップの作成を行い、府は必要に応じて支援を行う。	

## 【資料2-1】

具体的な取組の柱		主な取組内容【小分類】
事 項【大分類】		
具体的な取組【中分類】		
<b>(2) 被害軽減の取組</b>		
<b>① 水防体制の強化に関する事項</b>		
水防訓練の充実	淀川水防演習、水防事務組合による水防演習、市町の水防演習について、より実践的な訓練となるよう、訓練内容を検討する。	
水防団間での連携、協力に関する検討	多機関連携型タイムラインを活用した水防演習や訓練などの実施を検討する。	
<b>② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項</b>		
市町庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）	島本町において、水害時の庁舎機能確保に向けた対策を実施する。	
<b>(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組</b>		
<b>氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組</b>		
排水施設、排水資機材の運用方法の改善	府が公表した洪水浸水想定区域図の浸水継続時間を基に各市町において、関係機関との協議を進め、排水計画の検討を実施する。	
流域全体での取組み	【治水・利水施設等】 ・既存ストック（調節池等）を活用した治水対策を推進する。 ・ため池の治水活用を推進する。 ・市において、河川及びため池管理者等とため池の治水活用を検討を進めていく。	
	【砂防・森林事業】 砂防事業、森林整備・保全を推進する。	
	【下水道施設等】 雨水貯留浸透施設、雨水幹線整備、下水道施設増強、耐水化を推進する。	
土地利用誘導	立地適正化計画における居住誘導区域の設定・見直し及び防災指針の策定を検討する。	

## 【資料2-1】

具体的な取組の柱		主な取組内容【小分類】
事 項【大分類】		
具体的な取組【中分類】		
<b>(4) 防災施設の整備等に関する事項</b>		
<b>防災施設の整備等に関する事項</b>		
河川管理施設等の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）	河川砂防・下水施設等の整備については、「神崎川ブロック」「淀川右岸ブロック」流域治水管理図に基づき推進する。	
重要インフラの機能確保	【下水道】 ・雨水ポンプ場の耐水化の整備を実施する。 ・水害時におけるBCPの改正を行う。	
樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	・関係市町において、洪水浸水リスクの高い地域の水門等の自動化・遠隔操作可を優先的に整備する対象施設の抽出作業を実施する。	
洪水予測や水位情報の提供強化 水位計、河川監視用カメラの整備 ※（1）②から移動	協議会の場等を活用して、水位計・河川カメラの設置について検討や調整を行い、順次整備を実施する。	
河川防災ステーションの整備 ※（1）②から移動	摂津市防災ステーションの整備へ向け、関係機関で必要に応じ、意見交換や各種調整を行う。	
<b>(5) 減災・防災に関する国の支援</b>		
<b>減災・防災に関する国の支援</b>		
水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	交付対象事業を周知する。	
補助制度の活用	土砂災害特別警戒区域内の既存家屋の移転・補強に要する費用の補助金制度（住宅・建築物安全ストック形成事業など）について、広報誌やHPで周知を行う。	

○淀川右岸ブロックでは、当面の治水目標に従い、河道拡幅、河床掘削等による洪水対策を実施します。真如寺川、東山川、田能川、年谷川では当面の治水目標について達成しており、東檜尾川では時間雨量65ミリ程度の降雨、芥川、女瀬川、西山川、檜尾川、水無瀬川では時間雨量80ミリ程度の降雨による洪水を対象に整備を行います。

現在の洪水リスク(概ね30年に1度程度の降雨)

■河川・下水道などにおける対策  
対策内容 ・河道拡幅・河床掘削・築堤【府】

■流域における対策

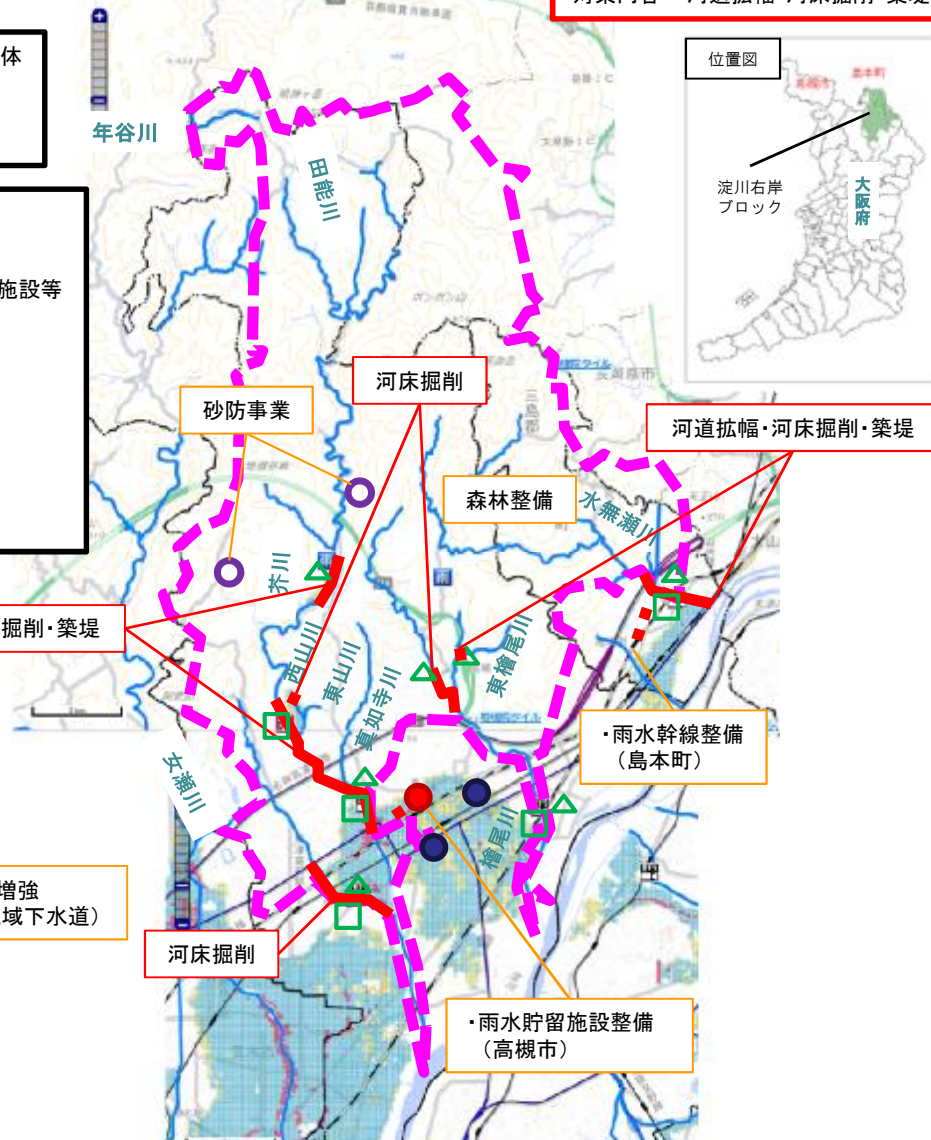
対策内容 ・土砂災害特別警戒区域内における既存住宅に対する補助制度【府・市町】  
・土地利用誘導(立地適正化計画の見直し等)等【府・市町】  
・砂防事業、森林整備・保全【府・市】  
・雨水貯留浸透施設、雨水幹線整備、下水道施設増強、耐水化【府、市町】  
・ため池及び農業用施設等の治水活用【府・町・民間】

大阪府域の流域関連自治体  
(1市1町)

高槻市、島本町

凡例

- 河道改修
- 雨水幹線、貯留浸透施設等
- 貯留施設(計画)
- 貯留施設(整備済)
- ▲ 河川カメラ
- 水位計
- 砂防堰堤等
- 流域界



■ソフト対策(大阪府水防災連絡協議会の「地域の取組方針」に定める内容を反映)

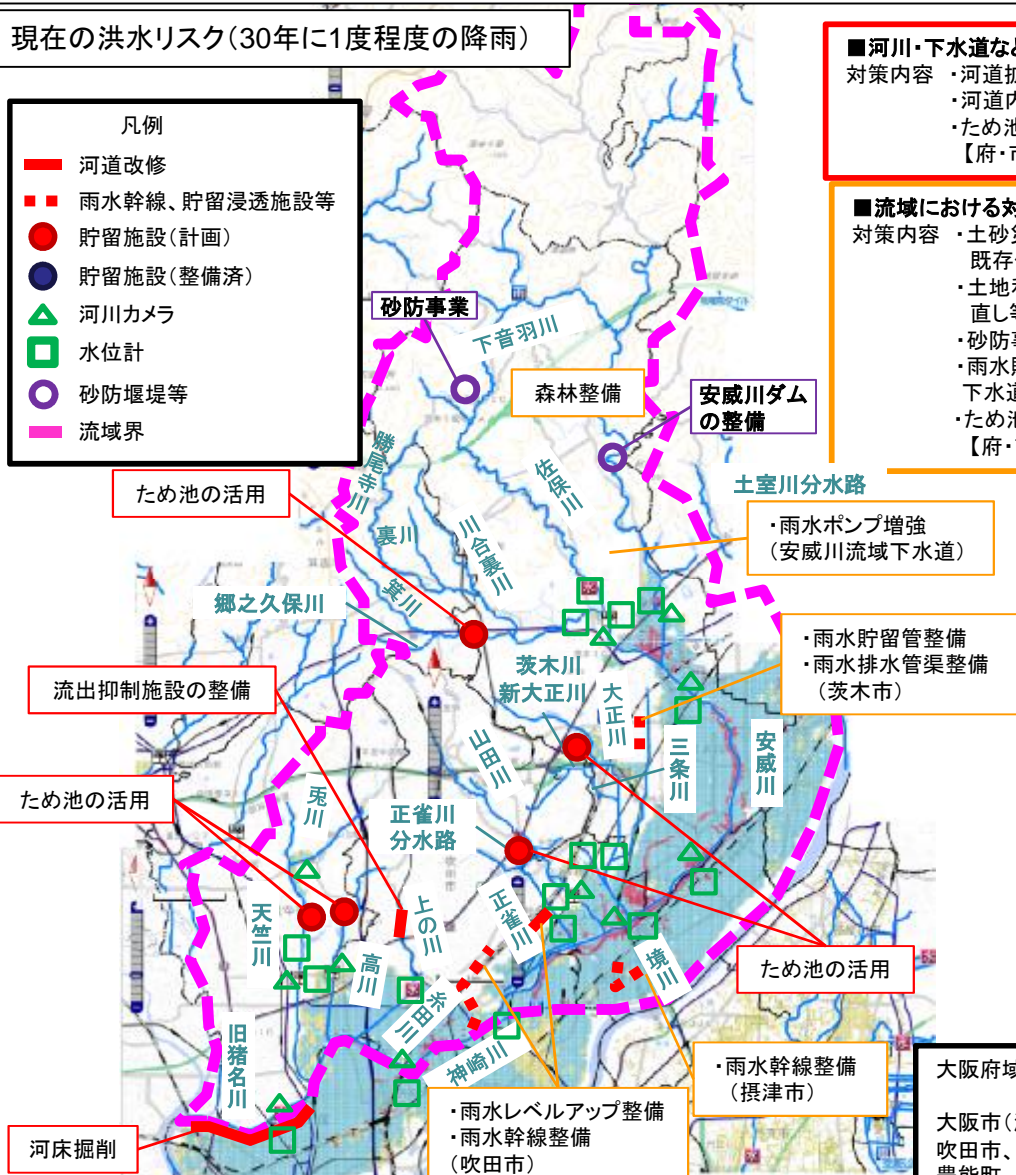
- ①情報伝達、避難計画等に関する事項
  - ・ホットラインの運用(洪水・土砂)【府、市町】
  - ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(広域タイムライン)(洪水)【府・市町・民間】
  - ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(市域・町域タイムライン)(洪水・土砂)【市町】
  - ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(コミュニティタイムライン)(洪水・土砂)【市町】
  - ・ICTを活用した洪水情報の提供【府、気象台】
  - ・防災施設の機能に関する情報提供の充実【府】
  - ・隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等【府・市町】
  - ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施(水害・土砂災害)【府、市町】
  - ・応急的な避難場所の確保【市町】
- ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項等
  - ・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知【府】
  - ・想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知【府】
  - ・水害ハザードマップの改良、周知、活用(洪水・内水・土砂)【府、市町】
  - ・災害リスクの現地表示【市町】・防災教育の推進【府、市町】
  - ・共助の仕組みの強化、地域防災力の向上のための人材育成【府・市町】
  - ・住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進【府、市町】
  - ・洪水予測や水位情報の提供の強化、水位計、河川カメラの整備【府】
  - ・地区単位土砂災害ハザードマップの作成促進【市町】
  - ・水防訓練の充実【府・市町】
  - ・水防団間での連携、協力に関する検討【府・市町】
  - ・市町庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電機等の整備)【市町】
  - ・排水施設、排水資機材の運用方法の改善【府、市町】
  - ・重要インフラの機能確保【市町】
  - ・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保【府・市町】
- ③減災・防災に関する国の支援
  - ・水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援【府】
  - ・補助制度の活用【市町】

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

○神崎川ブロックでは、当面の治水目標に従い、河道拡幅、河床掘削等による洪水対策を実施します。旧猪名川、境川、三条川、新大正川、郷之久保川、川合裏川、裏川、土室川分水路、下音羽川、糸田川、茨木川、佐保川、勝尾寺川では当面の治水目標を達成しており、上の川では時間雨量50ミリ程度の降雨、神崎川では時間雨量65ミリ程度の降雨、安威川、天竺川、兎川、高川、山田川、正雀川、正雀川分水路、大正川、箕川では時間雨量80ミリ程度の降雨による洪水を対象に整備を行います。

現在の洪水リスク(30年に1度程度の降雨)

- 凡例
- 河道改修
  - - 雨水幹線、貯留浸透施設等
  - 貯留施設(計画)
  - 貯留施設(整備済)
  - ▲ 河川カメラ
  - 水位計
  - 砂防堰堤等
  - 流域界



■河川・下水道などにおける対策

対策内容 ・河道拡幅・河床掘削・築堤【府】  
 ・河道内の堆積土砂除去【府】  
 ・ため池及び農業用施設等の治水活用【府・市・民間】

■流域における対策

対策内容 ・土砂災害特別警戒区域内における既存住宅に対する補助制度【府・市町】  
 ・土地利用誘導(立地適正化計画の見直し等)等【府・市町】  
 ・砂防事業、森林整備・保全【府・市】  
 ・雨水貯留浸透施設、雨水幹線整備、下水道施設増強、耐水化【府・市】  
 ・ため池及び農業用施設等の治水活用【府・市・民間】



大阪府域の流域関連自治体(7市1町)  
 大阪市(淀川区、東淀川区)、豊中市、吹田市、摂津市、茨木市、高槻市、箕面市、豊能町

■ソフト対策(大阪府水防災連絡協議会の「地域の取組方針」に定める内容を反映)

- ①情報伝達、避難計画等に関する事項
  - ・ホットラインの運用(洪水・高潮・土砂)【府、市町、気象台】
  - ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(広域タイムライン)(洪水・高潮)【府・市町・民間】
  - ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(市域・町域タイムライン)(洪水・高潮・土砂)【市町】
  - ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(コミュニティタイムライン)(洪水・高潮・土砂)【市町】
  - ・ICTを活用した洪水情報の提供【府、気象台】
  - ・防災施設の機能に関する情報提供の充実・水害危険性の周知促進【府】
  - ・隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等【府・市町】
  - ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施(洪水・高潮・土砂災害)【府、市町】
  - ・応急的な退避場所の確保【市町】
- ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項等
  - ・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知【府】
  - ・想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知【府】
  - ・基礎調査の実施と公表と土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定【府】
  - ・水害ハザードマップの改良、周知、活用(洪水・内水・土砂・高潮)【国、府、市町】
  - ・浸水実績等の周知【府、市町】
  - ・水害の記録の整理【府、市町】
  - ・災害リスクの現地表示【市町】
  - ・防災教育の推進【府、市町】
  - ・共助の仕組みの強化、地域防災力の向上のための人材育成【府・市町】
  - ・住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進【府、市町】
  - ・洪水予測や水位情報の提供の強化、水位計、河川カメラの整備【府】
  - ・地区単位土砂災害ハザードマップの作成促進【市町】
  - ・重要水防箇所の見直し及び水防資器材の確認【府、市町】
  - ・水防に関する広報の充実【市町】
  - ・水防訓練の充実【国、府、市町】
  - ・水防関係者間での連携、協力に関する検討【府・市町】
  - ・市町庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実【府・市町】
  - ・市町庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電機等の整備)【市町】
  - ・排水施設、排水資機材の運用方法の改善【府、市町】
  - ・浸水被害軽減地区の指定【府、市町】
  - ・重要インフラの機能確保【市町】
  - ・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保【府・市町】
  - ・施設管理の高度化の検討【府】
- ③減災・防災に関する国の支援
  - ・水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援【府】
  - ・適正な土地利用の促進【府、市町】
  - ・災害時及び災害復旧に対する支援【府】
  - ・補助制度の活用【市町】

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。